

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

不適合グレードについては以下のURLをクリックしてください。

<http://www.tepco.co.jp/kk-np/data/inside/pdf/image1.pdf>

2016年5月9日に不適合管理会議で確認した不適合事象は、下記のとおりです。
 なお、不適合管理会議で確認した事象の内容から、審議時点で想定する対応(点検、修理、調査等)などを付記しております。

1. G I グレード 0件

2. G II グレード 1件

NO.	号機等	不適合事象	原子炉安全の観点から見たグレード
1	7号機	廃棄物処理建屋地下1階(非管理区域)にある定電圧浮動充電装置(通信設備)からの発煙を確認した。消防署へ通報を実施し、当該装置を確認した結果、装置内の蓄電池1個から発煙していることを確認したことから、当該装置への電源供給を停止する安全処置を実施済み。当該事象の原因を調査。 【平成28年4月21日公表済み】 http://www.tepco.co.jp/kk-np/data/press/pdf/2016/280421p.pdf http://www.tepco.co.jp/kk-np/data/press/pdf/2016/28042102p.pdf http://www.tepco.co.jp/kk-np/data/press/pdf/2016/28042104p.pdf なお、翌日、消防署により火災ではないと判断されている。【平成28年4月22日公表済み】 http://www.tepco.co.jp/kk-np/data/press/pdf/2016/28042201p.pdf	G III 以下

3. G III グレード 4件

NO.	号機等	不適合事象	備考
1	5号機	サービス建屋加湿器において、蒸気ノズルと排水配管を接続するゴムチューブに破損を確認した。当該ゴムチューブを点検・修理。	
2	5号機	サービス建屋給気処理装置入口風量調整用ダンパーの周囲架台およびサービス建屋給気処理装置内壁面に腐食を確認した。当該部を点検・修理。	
3	5号機	大湊側洗濯設備建屋加湿器において、蒸気ノズルと排水配管を接続するゴムチューブに破損を確認した。当該ゴムチューブを点検・修理。	
4	5号機	照明器具交換作業時、水素ボンベ室(屋外)内の照明用電線管に腐食を確認した。当該電線管を修理。	